

第4章 障がい者福祉概論

1 障がい観の変遷

障がいの国際的な見方について、これまで、WHO（世界保健機関）のICIDH（機能障害・能力障害・社会的不利の国際分類）により、分類されてきました（1980年）。

このICIDHは、図1のように、疾患・変調が原因となって機能・形態障害が起こり、それから能力障害が生じ、それが社会的不利を起こすとなりました。また、機能・形態障害から直接的に社会不利を起こしうる可能性にも言及しています。このように、障がいが「機能・形態障害」「能力障害」「社会的不利」の3つのレベル（階層）からなるという階層性を示しました。



図1 ICIDH：WHO 国際障害分類(1980)の障害構造モデル

これにより、疾患から機能・形態障害を想起したり、機能・形態障害から能力障害や社会的不利を推定したり、能力障害から社会的不利を予測したりすることができ、一方向の関係性から障がいや障がい者について理解することができました。

また、当事者の責任とは無関係の生活上の困難である社会的不利が障がいを理解する構造に入ってきたことにより、医学的観点から捉えられていた障がいや障がい者について、当事者と生活環境との関わりの中で捉える視点を提供しました。

この分類は、当時画期的なものだとの評価がある一方で、

1. 障がいの主体的側面が少ないこと
障がいのある人の悩みや苦しみ、それらを克服するプラスの心の働き等、障がいのある人の目線が反映されていない。
2. 障がいのマイナス面が中心
できないことが中心になっている。

などの批判が少なからずあり、改定に向けて当事者も含めた検討が続きました。

そして、2001年5月に「ICF（国際生活機能分類）」が採択されました。

ICIDHが「疾病の帰結（結果）」であったのに対し、ICFは、「健康の構成要素に関する分類」であり、新しい健康観を提起するものでした。ICFは、「生活機能」の分類と、それに影響する「背景因子（環境因子と個人因

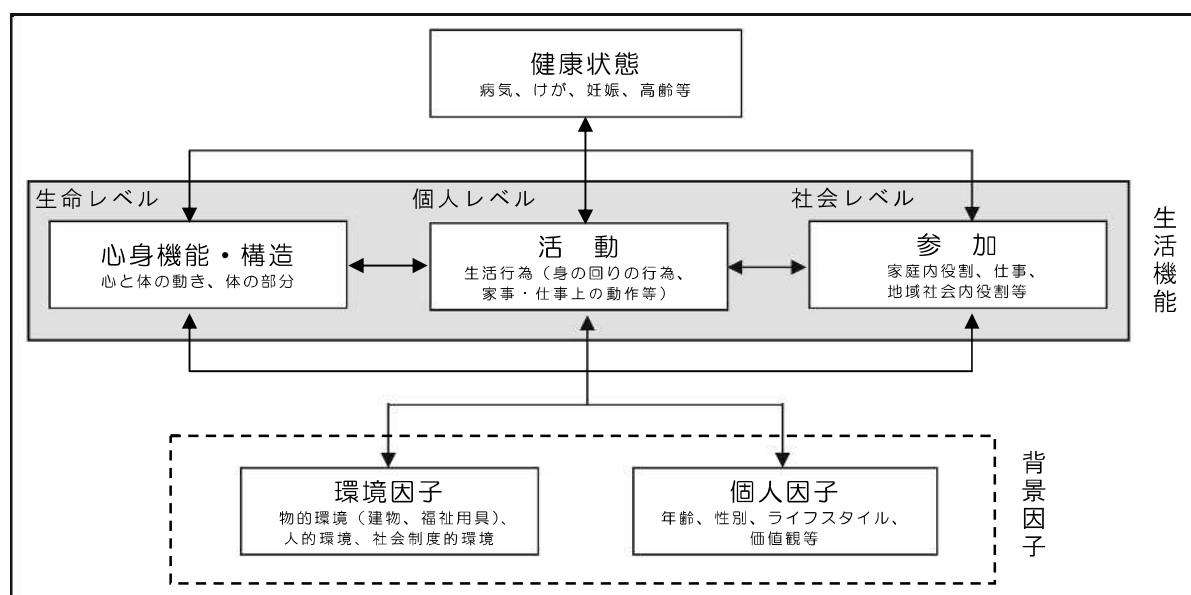
子)」の分類で構成されます。そして、生活機能に影響する「健康状態」を加えたのが、生活機能モデル（下図）です。

生活機能の3レベル（生命レベル・個人レベル・社会レベル）はそれぞれが単独に存在するのではなく、相互に影響を与え合うとともに、「健康状態」・「環境因子」・「個人因子」からも影響を受ける相互作用モデルとなっています。この影響の仕方には、マイナスの影響もあればプラスの影響もあり、内容や程度は一人ひとり違いがあり、どの要素がどう影響しているかを捉えることが重要です。

ただし、それぞれのレベルには独自性があり、他からの影響ですべて決まってしまうものではありません。

例えば、SAGA2024全障スポに参加する選手で車いすを使用している選手がいるとします。車いすの選手の動線上に坂道がある場合、選手団サポーターはどのような位置付けとなるのでしょうか。環境因子としては、坂道という選手にとってマイナスの物的環境がありながら、選手団サポーターは選手の移動を手助けするプラスの影響となり得ることが出来ます。一方で、この選手の個人因子（多少の坂道なら自分の力で進む思いがあるなど）に配慮しつつ、その場に合った対応が求められることになるでしょう。

【ICF：国際生活機能分類（2001）の生活機能モデル】



2 障がいのある人とは

(1) 国際的な定義

障害者の権利に関する条約（2006）

第1条 目的

…障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

(2) わが国の定義

障害者基本法（2011改正）

第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

これらの規定では、障がいは個人的要因のみによって生じるのではなく、社会的障壁によって作られることが定義されています。

3 障がいのある人の区別

障がいのある人は、次のように大きく3つに区別されます。

【身体障がい（詳細は第5章から第9章及び第12章をご覧ください。）】

先天的または後天的な理由で、手足等の身体に障がいのあること。事故などの外的なものから、脳原性麻痺などの内的な原因まで様々です。

→ 肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい・内部障がい 等

【知的障がい（詳細は第13章をご覧ください。）】

概ね18歳までに知的な機能の発達に障がいが生じていること。

→ 適応行動（コミュニケーション、自己管理、家庭生活、社会的・対人的技能など）に制約を伴う状態にあります。

【精神障がい（詳細は第14章をご覧ください。）】

精神疾患により社会生活上に相当な制限（生活上の困難、不自由、不利益）がある状態です。

また、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう」と規定されており、精神疾患の総称として捉えています。

他にも、次のような表現をする場合があります。

障がい者又は心身障がい者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
 身体（知的）障がい児・・・18歳未満
 身体（知的）障がい者・・・18歳以上
 重度障がい者（児）・・・単一の障がいで障がいの状態が重度
 重複障がい者（児）・・・複数の障がいを併せもつ
 重症心身障がい者（児）・・・重度の肢体不自由と重度の知的障がいの重複
 難病・・・①原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病
 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

ここにあげた以外にも障がいの種類は多岐にわたっています。それぞれの障がいを理解することに努めましょう。

視覚障がい・・・視力障がい（全盲・弱視）、視野障がい（狭窄・暗点等）
 聴覚障がい・・・伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴、ろう
 言語障がい・・・構音障がい、吃音、失語症 等
 肢体不自由・・・脳原性麻痺、脊髄損傷、先天性筋疾患、骨関節疾患 等
 内部障がい・・・呼吸器疾患、循環器疾患、腎疾患・腎不全 等
 知的障がい・・・染色体障がい、外傷性脳損傷、自閉症 等
 精神障がい・・・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症 等
 発達障がい・・・広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD） 等

4 障がい者福祉の基本理念

最終的な障がい者福祉の理念と意義とは、障がいのある人に限定されない全ての人々の幸福です。

社会福祉の理念として、戦後、世界各国で発展し、社会一般の価値観に影響したのが「ノーマライゼーション」です。1960年代に北欧諸国から始まり、障がいのある人と健常人とはお互いに区別することなく社会生活を共にするのが正常であり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。

また、近年では、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という「ソーシャルインクルージョン」の理念も広まっています。「ノーマライゼーション」との違いを簡単に言うと、「ノーマライゼーション」が「障がい者―健常人」という二元化された人々をどのように統合化させるかという考えに対し、「ソーシャルインクルージョン」は、障がいのある人と健常人を分

けて考えるのではなく、初めから、皆同じ人であるという一元化モデルで捉えている点にあります。

「ソーシャルインクルージョン」の考え方では、例えば、聴覚障がいのある人は他者とのコミュニケーションに苦勞することがありますが、その点においては、耳が聞えている人でも、海外に行ったときなどに言葉が通じなくて苦勞することもあります。このように、障がいがあるなしの違いではなく、互いに一人の個人として尊重し合える共生社会の実現が求められています。

(1) インクルーシブ教育システム

障がいのある人が初等・中等教育のみならず、高等教育・生涯学習においても、広く教育を受ける権利を有し、等しく教育を受けようとする考え方。

「障害者の権利に関する条約（2006）」第24条では、インクルーシブ教育システムとは、「障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること」を可能にするために、障がいの有無に関係なく、等しく教育を受けることを必要とする考え方です。この考えに基づき、わが国でも特別支援教育を推進しています。

(2) バリアフリー

障がいのある人などの日常生活に妨げとなる障壁(バリア)を取り除くこと。段差の解消など、物理的障壁の除去ばかりでなく、社会的・制度的・心理的障壁の除去も含めていう。

1974年国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリー・デザイン」という報告書を出したことから、この言葉が使用されるようになりました。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去という意味が強かったのですが、物理的なバリアだけでなく、気持ちの垣根も取り払おうと「心のバリアフリー」や、安全で快適な生活に必要な情報がいつでも利用できる「情報のバリアフリー」も進められています。

(3) ユニバーサルデザイン(UD)

年齢・能力・体格・障がいの有無に関係なく、すべての人が安全に、かつ、快適に生活が送れるような環境作りを設計の段階から目指すという理念。

ユニバーサルデザインは、1980年代の後半から、アメリカのロナルド・メイスによって提唱されました。(2)のバリアフリーの考え方と似ていますが、対象を障がいのある人に限定していない点で異なります。日本でも近年、家電・自動車・文具・公共施設などの分野に、この考え方を取り入れることが課題となっています。

《ユニバーサルデザインの7つの原則》

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ①誰でも公平に使えること | ②柔軟性があること |
| ③使い方が簡単で理解しやすいこと | ④必要な情報がすぐに分かること |
| ⑤失敗に対応できること | ⑥身体的負担が少ないこと |
| ⑦利用しやすい大きさや空間が確保できていること | |

5 障がいのある人への基本的対応

私たちは、障がいのあるなしにかかわらず、何らかの形でお互いに助けあって生活しています。人間一人ひとりが千差万別であるように、障がいのある人も同じです。一人ひとりが別々の人格で、個性があることを認識しましょう。

困っている人を見かけたらまず声をかけましょう。次に、何をして欲しいか尋ねましょう。また、独りよがり手伝うことは、時としておせっかいになってしまうことがあります。障がいのある人が困ったときに、自ら助けを求めることができるよう声をかけやすい雰囲気を作ることも大切です。

また、分からないことはそのままにせず、「分からないのでもう一度話してください。」と聞き返しましょう。そうしたやり取りからコミュニケーションが生まれ、お互いに信頼できる関係になっていきます。障がいのある人だからと構えることなく、どういう状況であっても「人としてのマナーを持って接する」ことが大切です。

【対応の基本】

○ 相手を尊重し、相手の立場に立ちましょう。

- ・明るく、丁寧に、分かりやすい対応を心がけましょう。
- ・介助の方や手話通訳などの、選手団役員の方に対してではなく、本人に直接対応するようにしましょう。
- ・何らかの配慮が必要だと思っても、思い込みや押しつけではなく、本人にとって必要なことか相手の立場に立って考えましょう。

○ 困っている人には進んで声をかけましょう。

- ・障がいの種類は様々で、外見では分かりにくい障がいのある人もいらっしゃいます。そのことを念頭において、困ってそうな状況が見られたら、進んで声をかけましょう。
- ・障がいの種別や状態ではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人に尋ねましょう。

○ コミュニケーションを大切にしましょう。

- ・言葉が聞きとりにくいなど、コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをしたりせず、「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」を心がけましょう。
- ・相手の意思を確認し、信頼できる対応が大切です。ときには、ジェスチャーなどの「非言語コミュニケーション」を活用するなど、工夫してみましょう。

○ 柔軟な対応を心がけましょう。

- ・相手の話をよく聞き、相手の目的を的確に把握するよう心掛けましょう。
- ・対応の方法が分からないときは、一人で解決しようとせず、周囲の協力を求めましょう。
- ・想定外のことが起きても、慌てず、柔軟に対応しましょう。

○ 平等な対応を心がけましょう。

- ・差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉遣いにならないように気を付けましょう。
- ・障がいがあるからといって、ことさら特別扱いしたり、同情したりするような対応にならないよう注意しましょう。

○ プライバシーは尊重しましょう。

- ・障がい名や病名、原因など、本人のプライバシーに関わることは、興味本位で触れることのないよう注意しましょう。
- ・知り得た個人の情報については、守秘義務を守りましょう。

6 身体障がい者補助犬について

身体障がい者補助犬(以下、「補助犬」という。)とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の三種の犬のことをいいます。それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障がい者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。

(1) 盲導犬

視覚障がいのある人の安全で快適な歩行のサポートをしています。道路交通法第14条に定める犬であって、白または黄色のハーネス(胴輪)をつけています。ユーザーに、障害物、曲がり角、段差などを教えています。

(2) 介助犬

肢体不自由のある人の日常の生活動作のサポートをしています。落とした物を拾って渡す、手の届かないところにある物を持って来る、ドアや引き出し、冷蔵庫などの開け閉めをする、スイッチ操作をするなど、日常生活における様々なサポートを行います。他にも、歩行介助や、起立、移乗(トランスファー)の補助などを行います。誰が見ても分かるように「介助犬」と書かれた表示を付けています。



補助犬マーク

(3) 聴導犬

聴覚障がいのある人に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。玄関のチャイム音、ファックス受信音、キッチンタイマー、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション、自転車のベル、非常ベルなどを教えてくれます。また、介助犬と同じように、「聴導犬」と書かれた表示を付けています。このように表示することで、周囲の人が、その人に聴覚障がいがあることを、理解してもらいやすくなります。

○ 補助犬はきちんとしつけられ、健康です。

補助犬のユーザーは、責任を持って補助犬の行動を管理し、ブラッシングやシャンプーなどで体を清潔な状態に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努め、常に補助犬の健康に気を配っています。

<補助犬が街中で排泄したらどうするの？>

- ・補助犬は、ユーザーが指示したときに、指示した場所でしか排泄しないように訓練されています。

<お店の中や、公共の場で暴れたりしないのかな？>

- ・補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。

[レストランなど飲食店では・・・]

→食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。

[ホテルや旅館など、宿泊施設では・・・]

→部屋の隅などで待機します。

[電車、バス、タクシーなど公共交通機関では・・・]

→シートなどを汚さないよう、足元で待機します。

- ・ユーザーがハーネスや表示をつけた補助犬を同伴しているときは、補助犬は「工作中」です。
- ・工作中的の補助犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして、気を引く行為をしないようにしましょう。
- ・補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。ユーザーは、与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。
- ・補助犬が通路をふさいだり、周囲の臭いを嗅ぎ回ったり、何か困った行動をしたりしている場合は、そのことをユーザーに伝えましょう。
- ・補助犬を連れていても、ユーザーへのサポートが必要な場合があります。ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけ、必要に応じて筆談などを用いてコミュニケーションをとりましょう。

補助犬は、「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けており、ペットではなく、ユーザーにとっては「からだ」の一部です。きちんとしつけられ社会のマナーを守ることができ、手入れも行き届き衛生的です。公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどの様々な

場所に同伴できることになっています。みなさんも、街中などで補助犬を連れて
いる人を見かけたら、補助犬は仕事中心であることを理解し、許可なく触ったり、
必要以上になでたりしないようにしましょう。補助犬と関わる場合は、その
対応の仕方は犬によって異なりますので、関わり方をユーザーに直接聞くこ
と、あるいは了解を得ることが必要です。

【いろいろな介助動物（サービス・アニマル）】

日本では、盲導犬・介助犬・聴導犬など、人のサポートをするのは「犬」とい
うイメージがあります。

海外では、人をサポートする動物は「サービス・アニマル」といって、犬だけ
ではなく、サルや馬などのいろいろな動物が身体障がいのある人の「からだ」
として活躍しています。

介助動物とユーザーとの間で一番大切なことは、固い信頼関係で結ばれてい
るかどうか…。ユーザーと心が通い合っていたら、どんな動物でも介助動物と
して活躍できるのですね！

6 障害者差別解消法について

障がいを理由にした差別の解消に向け、国や自治体、民間事業者が取り組む
べき措置について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
（通称：障害者差別解消法）が平成 25(2013)年に成立・公布され、平成
28(2016)年 4 月から施行されました。この法律では、正当な理由がないのにサ
ービスの提供を拒否、制限する「不当な差別的取扱い」を禁じ、合理的な配慮
の提供を国や自治体に義務付けています。（法改正により民間事業者も令和 6
年 4 月 1 日から義務付けされます。）

合理的な配慮とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があ
った場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮を行うこと
です。例えば、選手団サポーターの活動においては、車いす利用者が坂道など
に直面した場合に車いすを押ししたり、聴覚障がいのある人に伝達したい内容を
筆談で伝えたりするなどの障がいの特性に応じた対応が挙げられます。

社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で障壁とな
るものを指し、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制
度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない
慣習や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）があります。

7 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション

施策推進法について

全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取
得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、「障害者による情報の

取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4(2022)年5月から施行されました。この法律では、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策推進のための基本理念のほか、国や自治体、事業者等の責務、基本的施策について定めています。

基本理念としては、①障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする、③障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする、④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)の4つの事項があります。

～「障害」か「障がい」か？～

近年、「障害」の表記について、「害」の字が持つ負の意味作用による障害者の方々の心情への配慮等を理由に、「障がい」を採用する自治体が現れています。佐賀県でもスポーツ・文化等の分野では、「障がい」を用いています。

一方、障害者権利条約においては、障害を病気や外傷等から生じる個人の問題としてではなく、社会の側にバリアや障害があることにより生活に困難を生じているという社会モデルの考え方を基本としています。したがって、障害を個人の問題として捉える医学モデル(個人モデル)の考え方に基づいて、「障害」の表記が用いられているわけではありません。

「障害」の表記については、肯定意見や否定意見など様々ですが、国においては、当面、現状の「障害」を用いることとしながら、それぞれの表記の考え方を踏まえ、今後も検討を続けていくとしています。

また、「障碍」の表記が用いられることもあります。「碍」は常用漢字に入っていないませんが、使用を妨げないとして、「障害」の表記の在り方の中で検討することとしています。

～東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組とレガシー～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた法制度の整備を進めるとともに、「心のバリアフリー」の拡大・向上やユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピアンとの交流が全国各地で行われています。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うことであり、「障がいの社会モデル」の考え方や障がいのある人への差別を行わないことはもちろんのこと、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが重要です。

8 さがすたいる

～佐賀らしいやさしさでお迎えしましょう～

みんなが自然体で心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」

佐賀県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を行っています。

誰もが過ごしやすい環境づくりには、段差の解消などハード面の整備とともに、心（ハート）のバリアフリーが大切です。

SAGA2024国スポ・全障スポにおいても、来場された皆さまに心地よく過ごしていただけるよう、スタッフ一同、相手の気持ちに寄り添ったウェルカムな雰囲気でお迎えしましょう。

